平成 26 年 8 月 29 日

精神・障害保健課及び医療観察法医療体制整備推進室の平成27年度予算概算要求の概要

厚生労働省障害保健福祉部
精神・障害保健課
医療観察法医療体制整備推進室

※金額は地域生活支援事業計上分を除いた額である。

○障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供　２，４１４億円（２，２７０億円）

１．自立支援医療　２，３６０億円（２，２１７億円）

障害者・児の心身の障害の除去・軽減を図るため、自立支援医療の給付を行う。

※自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

（実施主体）
- 精神通院医療：都道府県、指定都市
- 更生医療：市町村
- 育成医療：市町村

（負担率）
- 精神通院医療：国 50/100、都道府県・指定都市 50/100
- 更生医療：国 50/100、都道府県 25/100、市町村 25/100
- 育成医療：国 50/100、都道府県 25/100、市町村 25/100

２．措置入院　４８億円（４８億円）

精神保健福祉法の規定により、都道府県知事又は指定都市市長が入院させた精神障害者の入院に要する費用を負担する。

（交付先）都道府県・指定都市　（補助率）３／４

３．医療保護入院　４．８億円（５．１億円）

琉球政府の負担において精神障害について医療を受けていた者が、復帰後も引き続き当該精神障害について医療を受けた場合の医療費を補助する。

（交付先）沖縄県　（補助率）８／１０

○高齢・長期入院の精神障害者などの地域移行・地域定着支援の推進　　２４億円（２０億円）

１．高齢・長期入院精神障害者の地域移行・地域定着の推進

５．９億円（０．８億円）

（１）　都道府県・市町村における地域移行支援に係る体制整備【一部新規】（地域生活支援事業のメニュー）

長期入院精神障害者の地域移行を確実に実施するため、都道府県・市町村に精神障害者地域移行・地域定着推進協議会を設置し、精神障害者の地域移行支援に係る体制整備のための調整業務を行う。

（補助先）都道府県・市町村　（補助率）１／２

（２）　医療機関における高齢・長期入院精神障害者の地域移行・地域定着の推進（一部地域生活支援事業のメニュー）　５．１億円（０．８億円）

①　精神科病院の職員に向けた研修や、地域の事業所へのスーパーバイザーの派遣、退院して地域生活を送る当事者の体験談を聞くプログラムの実施等、長期入院精神障害者の地域移行方策及び病院の構造改革に係る取組を総合的に実施し、その効果について検証する。【新規】

（補助先）都道府県・指定都市　（補助率）定額

②　入院患者の約半数を占める高齢入院患者を対象に、院内の多職種と地域の関係者がチームとなり、退院に向けた包括的な地域支援プログラムを実施し、一般制度化を目指す。

（補助先）都道府県・指定都市　（補助率）１／２

（３）　精神障害者の意思決定や意思表明に関する支援の推進【新規】

５０百万円

精神保健福祉法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 47 号）の見直し規定に基づき、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方について検討するためにモデル事業を行い、その手法等について検証する。

（補助先）都道府県・指定都市　（補助率）定額（１０／１０）

（４）　地域移行に係る地域資源の調査【新規】

７百万円及び一部地域生活支援事業のメニュー

精神障害者が地域で生活するために必要な地域資源の整備状況を調査する。

（委託先）調査の企画：民間団体等

調査の実施：都道府県
（補助率）調査の実施：１／２

２．精神科救急医療体制の整備　　１８億円（１９億円）
　地域で生活する精神障害者の病状の急変時に、早期に対応が可能な医療体制を確保するため、地域の実情に応じた精神科救急医療体制を整備する。
（補助先）都道府県・指定都市　（補助率）１／２

３．難治性精神疾患患者に対する地域での支援体制の整備
９百万円（１７百万円）
　難治性患者に対して専門的な治療を行うことにより、地域生活へ移行する例も少なくないとされているため、精神科病院と他の診療科を有する医療機関とのネットワークにより地域での支援体制を構築する。
（補助先）都道府県・指定都市　（補助率）１／２

４．地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ（多職種チームによる訪問支援）体制の整備（地域生活支援事業のメニュー）
　ひきこもり等の精神障害者を医療につなげるため、保健所等によるアウトリーチ（多職種による訪問支援）を行う。
（補助先）都道府県　（補助率）１／２

５．退院後生活環境相談員指導者の養成【新規】　　４百万円
　精神保健福祉士等の資格がなく退院後生活環境相談員になろうとする者に対する研修の講義を行う者を養成するための研修を実施する。
（委託先）民間団体等

○自殺・うつ病対策の推進　　５．８億円（４．４億円）

１．自殺防止等に取り組む民間団体の支援　　１．３億円（１．３億円）
　全国的又は先進的な自殺の防止等に関する活動を行っている民間団体に対する支援を行う。
（補助先）民間団体　（補助率）定額

２．地域での効果的な自殺対策の推進
（１）地域自殺予防情報センターにおける専門相談等の実施体制の確保
６６百万円（５８百万円）
　都道府県・指定都市に設置されている「地域自殺予防情報センター」にお

ける専門相談、関係機関のネットワーク化等の事業の実施に対する支援を行う。
（補助先）都道府県・指定都市　（補助率）1／2

（2） 自殺未遂者の再企図の防止【新規】　36百万円
医療機関において、自殺未遂者が当該医療機関に搬送された際の再度自殺を防止するために、臨床心理技術者等によるケースマネージメントを実施する。
（補助先）医療機関　（補助率）定額

（3） 自殺未遂者へのケアに当たる人材の育成　7百万円（7百万円）
自殺未遂者へのケアに当たる人材を育成するため、医療機関の従事者に対する研修を行う。
（委託先）民間団体

3．かかりつけ医等の相談体制の充実（地域生活支援事業のメニュー）
うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医、ケースワーカー等の地域で活動する人に対するうつ病の基礎知識、診断、治療等に関する研修を行う。
（補助先）都道府県・指定都市　（補助先）1／2

4．認知行動療法の普及の推進　1億円（1億円）
うつ病の治療で有効な認知行動療法（※）の普及を図るため、医療機関の従事者等に対して、認知行動療法の研修を行う。
※ものの受け取り方や考え方に働きかけて気持ちを楽にする精神療法
（補助先）民間団体　（補助率）定額

5．地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ（多職種チームによる訪問支援）体制の整備（再掲）

6．災害時心のケア支援体制の整備　46百万円（46百万円）
（1） 災害時等における心のケアの支援体制の整備　46百万円（46百万円）
「災害時こころの情報支援センター」において、災害派遣精神医療チーム（DPAT）派遣に係る連絡調整業務や、心のケア活動への技術指導を行い、災害発生時又は災害発生に備えた都道府県等の体制整備を支援する。
（委託先）民間団体

（2） 災害派遣精神医療チームの体制整備の推進（地域生活支援事業のメニュー）

事故・災害等の被害者への心的外傷後ストレス障害（PTSD）等心のケア対策を推進するため、各都道府県で DPAT の定期的な連絡会議を開催するなど、事故・災害等発生時における緊急対応体制の強化を図る。

（補助先）都道府県・指定都市　（補助率）１／２

○依存症対策の推進　１．５億円（０．４億円）

１．依存症治療支援体制モデルの確立　１２百万円（１２百万円）

依存症治療を専門的に行っている全国の医療機関のうち１か所を「依存症全国拠点機関」に、５か所程度を「依存症治療拠点機関」にそれぞれ指定し、知見の集積、評価・検討を行い、支援体制モデルの確立を行う。

（補助先）依存症全国拠点機関：民間団体
依存症治療拠点機関：都道府県

（補助先）依存症全国拠点機関：定額
依存症治療拠点機関：１／２

２．認知行動療法を用いた治療・回復プログラムの普及　１．２億円

（1） 依存症者の家族に対する支援【新規】　１２百万円

現在、依存症者本人に対する認知行動療法を用いた治療・回復プログラムを実施している精神保健福祉センターのうち１０か所程度を指定し、依存症者の家族に対する認知行動療法を用いた治療・回復プログラム(CRAFT)を実施する。

（補助先）都道府県　（補助率）１／２

（2） 依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進【新規】　１．１億円

依存症者本人に対する認知行動療法を用いた治療・回復プログラム（SMARPP）について、すべての精神保健福祉センターで実施できるよう普及促進を図る。

（補助先）都道府県、指定都市　（補助率）１／２

３．依存症回復施設職員や依存症家族に対する研修の実施
１９百万円（７百万円）

（1） 依存症回復施設職員に対し、アルコール依存症、薬物依存症それぞれの特性を踏まえた研修を行う。

（委託先）民間団体

（2） 依存症者の家族に対し、依存症に関する正しい知識の習得し、理解するのための研修を行う。
（委託先）民間団体
（3） 精神保健福祉センターで依存症対策に携わる者に、依存症者の家族に対する認知行動療法を用いた治療・回復プログラム（CRAFT）の研修を行う。
（委託先）民間団体

4．その他
地域依存症対策支援事業費（21百万円）は平成 26 年度限りで廃止する。

○その他の精神障害者施策等の推進　206億円（211億円）

1．摂食障害治療体制の整備　19百万円（19百万円）
摂食障害の治療を専門的に行っている全国の医療機関のうち1か所を「摂食障害全国基幹センター」に、精神科又は心療内科外来を有する救急医療体制が整備された全国の総合病院のうち5か所程度を「摂食障害治療支援センター」にそれぞれ指定し、知見の集積、評価・検討を行い、支援体制モデルの確立を行う。
（補助先）摂食障害全国基幹センター：民間
摂食障害治療支援センター：都道府県
（補助率）摂食障害全国基幹センター：定額
摂食障害治療支援センター：1／2

2．てんかんの地域診療連携体制の整備【新規】　16百万円
てんかんの外科治療や、複数の診療科による集学的治療を行っている全国の医療機関のうち10か所程度を「てんかん診療拠点機関」に指定し、てんかん診療拠点機関を中心とした診療ネットワークを構築し、関係機関間での情報提供・連携を図る。
（補助先）都道府県　（補助率）1／2

3．心神喪失者等医療観察法に基づく医療提供体制の確保
204億円（208億円）
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、指定入院医療機関の確保や通院医療を含む継続的な医療提供体制を整備するとともに、医療従事者に対する研修等により、医療の質の向上を図る。

４．その他　　２．１億円（２．３億円）

（１）PTSD・思春期精神保健に関する研修の実施　　１４百万円（１４百万円）

自然災害、犯罪被害、事故等によるPTSDや、思春期児童の問題に対する適切な対応を図るため、医療従事者等に対する研修を行う。

（補助先）民間団体　（補助率）定額

（２）精神保健福祉センターにおける特定相談等の実施

９０百万円（９０百万円）

精神保健福祉法の規定に基づき、精神保健福祉センターが実施する特定相談及び社会復帰促進事業に係る経費について補助する。

（補助先）都道府県、指定都市　（補助率）１／３

（３）その他

精神障害者医療ケア付きショートステイ検証事業費（１７百万円）、精神保健福祉士養成担当職員研修事業費（２０百万円）、退院請求に係る意見聴取等事業費（１７百万円）は、平成26年度限りで廃止する。

○東日本大震災からの復興への支援　　１８億円（１８億円）

東日本大震災による被災者の心のケア等を継続的に実施するため、被災３県（岩手県、宮城県、福島県）に設置した「心のケアセンター」で、精神保健福祉士等による訪問相談、医療の提供支援等を行うための体制整備を支援する。

（補助先）岩手県・宮城県・福島県　（補助金）定額